

「特許審査迅速化・効率化のための行動計画」を決定

「知的駆け込み寺」の設置など中小企業に配慮

- 特許庁 -

特許庁はこのほど特許審査迅速化・効率化推進本部（本部長：二階経済産業大臣）を設置し、「特許審査迅速化・効率化のための行動計画」を決定した。本行動計画では、特許審査請求が急増している状況に対応するため、特許審査迅速化・効率化の数値目標を策定するとともに、中小企業に対する配慮（中小企業向け特例措置の一層の利用拡大、「知財駆け込み寺」の設置、中小企業向け相談会の倍増等）をふくめ官民挙げて早急に取り組むべき具体策を取りまとめた。 計画の概要は次のとおり。

基本認識

1. 国際競争力の向上には、「発明の早期権利化」が極めて重要
→ 研究開発の効率化や重複研究の排除による技術開発の促進
独創的発明の早期事業化の容易化
2. 「知的財産推進計画」に定められた中・長期目標を達成し、世界最高水準の迅速・的確な特許審査の実現が不可欠
平成20年：30ヶ月未満、平成25年：11ヶ月



しかし

審査請求期間の短縮の影響により、予想以上に審査請求件数が増加し、本年度末にも審査待ち件数が約80万件に達する勢い



このため

中長期目標の達成を確実にすべく、**特許審査迅速化・推進本部**（本部長：二階経済産業大臣）を設置して「行動計画」を策定し、官民挙げて早急にこれまで以上の対策を講じる

達成すべき目標

「知的財産推進計画」の特許審査迅速化の中・長期目標の達成

<特許審査迅速化の目標>

一次審査件数：18年度 約29万件（17年度見込み：約24万件）

審査順番待ち期間：18年度 約28ヶ月（17年度見込み：約27ヶ月）

<特許審査効率化の目標>

審査官一人当たりの年間処理件数（請求項数ベース）：

22年度 約1400項（17年度見込み：約1100項）

先行技術調査の民間外注件数：

22年度 約24万件（17年度見込み：約19万件）

審査に係る直接コスト（1請求項あたり）：

22年度 約2.2万円（17年度見込み：約2.8万円）

限られた人員・予算を最大限に活用するため業務効率の向上

主な取組

1. 審査当局による取組

- (1) 審査能力の強化（審査時間の拡大、任期付審査官の確保）
- (2) 先行技術調査の民間外注の規模拡大、効率化
- (3) 外国特許庁との協力（特許審査ハイウェイ）

3. 産業界・弁理士（会）の取組への支援

- (1) 民間の先行技術調査能力向上（研修、電子検索機能向上）
- (2) 審査請求料返還制度利用の拡充
- (3) 主要企業・代理人の特許取得状況等の情報提供

2. 産業界等による取組

- (1) 出願人の出願・審査請求の厳選と行動計画の策定
世界的視野での出願戦略〔グローバル出願3割〕
出願内容の事前チェックの徹底〔黒星2割カット〕
一元的な社内責任者（Chief Patent Officer, CPO）の設置
出願・審査請求後の見直し、取下げ
- (2) 代理人（弁理士）の協力

4. 中小企業に対する配慮

- (1) 中小企業向け特例措置の一層の活用
早期審査制度の周知の徹底（100万部のパンフレットを配布）
先行技術調査に対する全額補助制度の利用を抜本的に拡大
- (2) 具体的支援策
「知財駆け込み寺」の設置
中小企業向け相談会の倍増（4000回以上）

なお、上記取組に関し、特許審査迅速化推進協議会を設置し、フォローアップを実施、公表する